

建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う 関係政省令・告示の制定・改正案について（概要）

1. 背 景

建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号。以下「改正法」という。）の一部の施行等に伴い、関係する政省令・告示について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概 要

I 政令（新旧対照条文参照）

（1）定期調査・検査の対象となる建築物等の指定等

- ① 定期調査の対象となる安全上、防火上又は衛生上特に重要である建築物として、建築基準法（以下「法」という。）第27条第1項又は建築基準法施行令（以下「令」という。）第128条の4の規定が適用される建築物（通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）を定めることとする（令第16条第1項）。
- ② 定期検査の対象となる安全上、防火上又は衛生上特に重要である特定建築設備等として、次のものを定めることとする（令第16条第3項）。
 - （ア）令第129条の3第1項各号に掲げる昇降機（人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）
 - （イ）法第27条第1項又は令第128条の4の規定が適用される建築物の防火設備（通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）
- ③ 定期調査・検査の対象となる安全上、防火上又は衛生上特に重要である工作物として、令第138条第2項各号に掲げる昇降機等を定めることとする（令第138条の3）。
- ④ 建築確認等を要する建築設備として、小荷物専用昇降機（人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）を追加することとする（令第146条第1項第2号）。

（2）伝統的工法の利用促進のための規定の合理化

- ① 柱と基礎との接合方法として、国土交通大臣が定めるだぼ継ぎ等により接合する方法を追加することとする（第42条第1項）。
- ② 床組・小屋ばり組の変形防止方法として、火打ち材を使用すること以外にも、木板その他これに類するものを国土交通大臣が定める基準に従って打ち付けることを認めることとする（第46条第3項）。

（3）延焼等の防止関係規定の合理化

- ① 耐火性能検証における遮熱性の基準として、加熱面の裏面が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであることとされているところ、当該裏面が面する室において、国土交通大臣が定める基準に従った措置が講じられている場合にあつては、可燃物燃焼温度に代えて、国土交通大臣が別に定める温度とすることができることとする（第108条の3第1項第1

号)。

- ② 屋根の燃え抜けが許容される建築物の構造として、通常の火災による火の粉が屋内に到達した場合に建築物の火災が発生するおそれのないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものを認めることとする（第109条の6及び第136条の2の2）。
- ③ 次の部分にある間仕切壁については、小屋裏等に達することを不要とすることとする（第112条第2項及び第114条第2項）。
 - (ア) 天井の全部が強化天井（天井のうち、その下方からの通常の火災時の加熱に対してその上方への延焼を有効に防止することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。）である階
 - (イ) 準耐火構造の壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で区画されている部分で、当該部分の天井が強化天井であるもの
- ④ 建築面積が300m²を超える建築物の小屋組が木造である場合、小屋裏直下の天井の全部が強化天井であるもの又は準耐火構造の隔壁で区画されている小屋裏の部分で当該部分の直下の天井が強化天井であるものについて、12mごとの隔壁を不要とすることとする（第114条第3項）。

(4) 避難関係規定の合理化

- ① 建築物の避難安全性能に関し、避難安全検証法ではなく、国土交通大臣が個別に検証して認定するものについては、対象建築物の限定を外し、木造建築物を含めた全ての建築物を当該認定の対象に含めることができることとする（第129条第1項及び第129条の2第1項）。
- ② 全館避難安全検証における屋内に設ける避難階段の基準について、避難階まで直通することとすること以外に、屋上広場等（屋外に設ける避難階段が接続しているものに限る。）まで直通することとすることも認めることとする（第129条の2第2項）。
- ③ 建築物において開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている部分以外に、建築物の2以上の部分の構造が、相互に火熱又は煙等による防火上支障のある影響を及ぼさないものとして国土交通大臣が定める構造方法を用いるものである場合における当該部分は、第5章第2節（廊下、避難階段及び出入口）及び第5章の2の2（避難上の安全の検証）の規定の適用等について、それぞれ別の建築物とみなすこととする（第129条の2の2、第117条第2項及び第137条の14第2号）。

(5) 排煙設備の性能規定化

- ① 特別避難階段の構造（第123条第3項第2号）

屋内と階段室とが付室を通じて連絡する場合においては、付室又は階段室の構造が、通常の火災時に生ずる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして国土交通大臣が定める構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとする。
- ② 非常用エレベーターの構造（第129条の13の3第13項）

非常用エレベーターの乗降ロビーにバルコニーを設けるか、非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーの構造を、通常の火災時に生ずる煙が乗降ロビーを通じて昇降路に流入することを有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとする。

(6) 消防活動の円滑化のための規定の合理化

吹抜きとなつている部分その他の一定の規模以上の空間で国土交通大臣が定めるものを確保し、当該空間から容易に各階に進入することができるよう、通路その他の部分であつて、当該空間との間に壁を有しないことその他の高い開放性を有するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを設けている場合は、

非常用出入口の設置を要しないこととする（第126条の6第3号）。

(7) 型式適合認定を受けることができる対象の拡大

型式適合認定を受けることができる型式の種類として、建築設備も含めた建築物に係る規定に適合する型式適合認定に加え、建築設備のみを除いた建築物に係る規定に適合する型式適合認定を追加することとする（第136条の2の11第1号及び第10条第1号）。

(8) 既存不適格のまま増改築等を行うことができる建築物の追加

既存不適格のまま増改築等を行うことができる建築物として、超高層建築物（高さ60mを超える建築物）を追加することとする（第137条の2及び第137条の12）。

(9) その他

その他所要の規定の整備を行う。

Ⅱ 省令

<建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）の改正案について>

(1) 確認申請関係

確認の申請書類について、改正令により新設・改正された建築基準関係規定（令第42条第1項、令第46条第3項、令第109条の6等）の審査に必要な書類及び新設された大臣認定に係る認定書の写しの追加を行う。（規則第1条の3第1項、第4項、規則第3条第1項）

(2) 防火設備の定期報告制度の創設関係

- ① 防火設備の定期検査の報告の時期は、6月から1年までの間隔において特定行政庁が定める時期（新築又は全部改築に係る検査済証の交付を受けた場合等は、その直後の時期を除く。）とすることとする。（規則第6条第1項）
- ② 国土交通大臣が定める検査項目について検査を行い、当該結果を定期検査報告概要書等に記載して提出することとする。（規則第6条第2項、第3項）
- ③ 防火設備の定期点検は、1年以内に行うものとする。ただし、新築又は全部改築に係る検査済証の交付を受けた場合における最初の点検は、2年以内に行うものとする。（規則第6条の2）
- ④ 特定行政庁が保存する台帳の記載事項及び書類について、防火設備の定期検査を行った定期検査報告概要書等を追加し、保存させることとする。（規則第6条の3）

(3) 建築物調査員資格者証等の交付関係

- ① 建築物調査員資格者証及び建築設備等検査員資格者証の種類、当該資格者証で調査・検査を行うことができる建築物等の種類、必要な登録講習の種類を以下のとおりとすることとする。（新設）

資格者証の種類	建築物等の種類	登録講習の種類
特定建築物調査員資格者証	建築物	登録特定建築物調査員講習
建築設備検査員資格者証	国土交通大臣が定める防火設備、昇降機を除いた建築設備	登録建築設備検査員講習
防火設備検査員資格者証	上記以外の防火設備	登録防火設備検査員講習
昇降機等検査員資格者証	昇降機、観光用エレベーター等、遊戯施設	登録昇降機等検査員講習

- ②登録特定建築物調査員講習、登録建築設備検査員講習、登録昇降機等検査員講習について、登録の申請、登録の要件等の所要の規定の整備を行う（改正前の各種登録講習に係る規定の内容と同じ内容を定める。）。（新設）
- ③登録防火設備検査員講習については、(ア)～(エ)に定める講習の実施に関する内容を除き、他の登録講習に係る規定の内容と同じ内容を定めることとする。（新設）
- (ア) 建築に関する知識及び経験を有する者として国土交通大臣が定める者であることを受講資格とする。
- (イ) 以下のとおりに学科講習及び実技講習に区分し、毎年1回以上実施することとする。

講習区分	科目	時間
学科講習	防火設備定期検査制度総論	1時間
	建築学概論	2時間
	防火設備に関する建築基準法令	1時間
	防火設備に関する維持保全	1時間
	防火設備概論	3時間
	防火設備定期検査業務基準	2時間
実技講習	防火設備検査方法	3時間

- (ウ) 講習は、(イ)に定める科目ごとに国土交通大臣が定める事項を含む適切な内容の教材を用いて行うこととする。
- (エ) 講習を受講した者と同等以上の知識を有する者として国土交通大臣が定める者については、国土交通大臣が定める科目を免除することとする。
- ④特定建築物調査員資格者証を始めとする各種資格者証の交付等について、以下の規定の整備を行う。（新設）
- (ア) 資格者証の交付を受けようとする者は、申請書に次の書類を添付して国土交通大臣に提出しなければならない。
- ・住民票の写しその他の氏名及び生年月日を証明する書類
 - ・後見登記に関する登記事項証明書
 - ・登録講習の修了証明書又は認定を受けた者であることを証する書類
- (イ) 申請は講習の修了の日又は認定を受けた日から3月以内に行わなければならない。
- (ウ) 氏名に変更があった場合等は資格者証の再交付を申請しなければならない。
- (エ) 資格者証の返納の命令を行う場合は、返納命令書を交付することとし、当該返納命令書の交付を受けた者は、その交付の日から10日以内に返納しなければならない。

(4) 建築設備を除いた新しい型式適合認定関係

- ① 型式適合認定の申請書において、建築設備を除いた新しい型式適合認定を受ける場合はその旨を明示させることとする。（規則別記第50号の2様式）
- ② 確認申請書の様式において、申請に係る建築物が建築設備を除いた新しい型式適合認定を受けたものを有するものである場合は、その旨を明示させることとする。（規則別記第2号様式）
- ③ 建築設備を除いた新しい型式適合認定を受けたものを有する建築物に係る確認の申請書について、認定書の写しその他申請に係る建築物が当該型式に適合する建築物の部分有するものであることを確認するために必要な図書及び書類として国土交通大臣が定めるものを提出した場合にあっては、建築設備関係の図書及び書類を除いた、従来の型式適合認定を受けたものに係る省略できる図書及び書類を省略できることとする。（規則第1条の3第5項、規則第10条の23第3項）
- ④ 型式部材等製造者認証を申請できる型式部材等に、「令第136条の2の11に規定す

る建築物の部分で、当該建築物の部分（建築設備を除く。）に用いられる材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化しており、かつ、当該建築物の部分（建築設備を除く。）の工場において製造される部分の工程の合計がすべての製造及び施工の3分の2以上であるもの」を追加することとする。（規則第10条の5の4）

- ⑤ 型式部材等製造者の認証にあたって、④の型式部材等については、建築設備を除いた新しい型式適合認定を受けなければならないこととする。これに伴い、型式部材等製造者認証の申請書において、新しい型式適合認定を受けた場合はその旨を明示させることとする。（規則第10条の5の6、規則第10条の5の8）
- ⑥ 認証型式部材等（建築設備を除いた新しい型式適合認定を受けたもの）に付ける型式部材等の種類を表す記号は、「A a」とする。（規則第10条の5の15、規則別記第50号の10様式）
- ⑦ 認証型式部材等（建築設備を除いた新しい型式適合認定を受けたもの）を有する建築物に係る確認の申請書について、認証書の写しを添えた場合にあっては、建築設備関係の図書及び書類を除いた、従来の型式適合認定を受けたものに係る省略できる図書及び書類を省略できることとする。（規則第1条の3第5項、規則第10条の23第3項）

（5）その他

- ① 改正令により新設された構造方法等の認定に係る評価の手数料は以下のとおりとする。（規則第11条の2の3）
 - （ア）令第112条第2項の認定 150万円
 - （イ）令第123条第2項第3号、令第129条の13の3第3項第2号の認定
 - （i）外気に向かって開くことのできる窓又は最上部を直接外気に開放する排煙風道を設けるもの 40万円
 - （ii）排煙機を設けるもの 44万円
 - （iii）（i）及び（ii）以外のもの 58万円
 - ※令第123条第2項第3号及び令第129条の13の3第3項第2号の認定を受けようとする場合（非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供する付室の構造について確かめる場合に限る。）も、同額とする。
 - （ウ）令第126条の6第3号の認定

床面積の合計	～500㎡	35万円
	500㎡～3000㎡	50万円
	3000㎡～10000㎡	70万円
	10000㎡～30000㎡	91万円
	30000㎡～	111万円
- ② 不燃材料、準不燃材料及び難燃材料の認定に係る評価の手数料は以下のとおりとする。（規則第11条の2の3）
 - （ア）ガス有害性試験が不要なものとして国土交通大臣が定めるもの 42万円
 - （イ）（ア）以外のもの 65万円
- ③ 以下の権限については、地方整備局長及び北海道開発局長に委任することとする。（規則第12条）
 - （ア）資格者証の交付・再交付、返納
 - （イ）法第12条の2第1項第2号及び法第12条の3第3項第2号の規定による認定

（6）経過措置

- ① 施行前から登録防火設備検査員講習の登録の申請を行うことができることとする。
- ② 改正前の各種登録講習を修了した者は、改正後の各種登録講習を修了した者とみなす。

- ③ 改正前の各種登録講習の登録を受けた者は、改正後の各種登録講習の登録を受けた者とみなす。
- ④ 施行日後に新しく定期検査の対象となる防火設備及び小荷物専用昇降機は、最初の報告・点検は、(2)①②にかかわらず、3年以内に行えばよいこととする。
- ⑤ (5)③に掲げる権限については、平成29年6月1日までは国土交通大臣も行うことができることとする。

＜建築基準法に基づく指定建築基準資格者検定機関等に関する省令(平成11年建設省令第13号)の改正＞

(1) 指定性能評価機関に係る指定の区分(機関省令第59条)

- ① 改正令により新設された構造方法等の認定に係る指定性能評価機関に係る指定の区分を追加することとする。
- ② 法第27条第1項(防火設備に関するものに限る。)の認定に係る性能評価については、機関省令第59条第1号に掲げる区分に従って指定を受ければよいこととする。

(2) 指定性能評価機関の性能評価の方法(機関省令第63条)

- ① 改正令により新設された令第112条第2項の認定については、機関省令第63条第4号イ(1)～(4)に定める試験の方法により審査を行うこととする。
- ② 施行規則の(5)②の改正を踏まえ、不燃材料等の認定に係る性能評価を行うにあたって必要な試験方法について、所要の改正を行う。

(3) 経過措置

- ① 改正前の機関省令第59条第1号に掲げる区分に従って指定を受けた者は、改正後の機関省令第59条第1号に掲げる区分に従って指定を受けた者とみなす。
- ② 改正前の機関省令第59条第3号の2に掲げる区分に従って指定を受けた者は、改正後の機関省令第59条第1号及び第3号の2に掲げる区分に従って指定を受けた者とみなす。

＜その他＞

その他所要の規定の整備を行う。

Ⅲ 告示

＜政令関係＞

(1) 定期調査・検査の対象となる建築物等の指定等関係

- ① 定期調査・検査の対象となる建築物等に係る新規告示の制定(政令(1)①～③関係)
定期調査・検査の建築物等は、別紙1のとおりとする。

- ② 建築確認等を要する建築設備に係る新規告示の制定(政令(1)④関係)

人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ない小荷物専用昇降機として、テーブルタイプの小荷物専用昇降機(昇降路の出し入れ口が室の床面よりも50センチメートル以上高いものに限る。)を定めることとする。

＜省令関係＞

(2) 防火設備の定期報告制度の創設関係

- 防火設備の定期検査・点検項目に係る新規告示の制定(省令(2)②関係)

防火設備の定期検査・点検項目は、別紙2のとおりとする。

(3) 建築物調査員資格者証等の交付関係

①建築設備検査員資格者証で検査ができる防火設備に係る新規告示の制定（省令（3）①関係）

建築設備検査員資格者証で検査ができる防火設備は、防火ダンパーとする。

②登録防火設備検査員講習の受講資格に係る新規告示の制定（省令（3）②関係）

登録防火設備検査員講習の受講資格は、別紙3のとおりとする。

③登録防火設備検査員講習の科目ごとに定める教材の内容に係る新規告示の制定（省令（3）③関係）

登録防火設備検査員講習の教材の内容は、別紙4のとおりとする。

④登録防火設備検査員講習において免除できる科目及び受講者の資格に係る新規告示の制定（省令（3）④関係）

登録防火設備検査員講習の免除できる科目及び受講者の資格は、別紙5のとおりとする。

(4) その他関係

○ガス有害性試験が不要なものに係る新規告示の制定（省令（5）③関係）

ガス有害性試験が不要なものは、不燃材料にあっては有機量 $200\text{g}/\text{m}^2$ 以下のもの、準不燃材料及び難燃材料にあっては、有機量 $100\text{g}/\text{m}^2$ 以下のものとする。

3. 今後のスケジュール（予定）

政令の公布 平成28年1月中旬（省令・告示は未定）

政省令・告示の施行 平成28年6月1日

※本概要に記載されていない告示については、後日案を示し、意見を募集する。